平成２３年（フ）第８５９１号
大阪府吹田市泉町５丁目13番16号
債務者　鴉崎　月夫
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
北海道北見市美山町南２丁目８番地133
オーチャードＫ１―107号
債務者　伊藤　研二
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
仙台市青葉区芋沢字吉成山３番地の128　11Ｂ―14Ｌ、住民票上の住所仙台市青葉区みやぎ台４丁目11番３号
債務者　佐々木勝広
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
愛媛県松山市小村町73番地４
債務者　重松　浩一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９９号
北海道二海郡八雲町富士見町145番地
債務者　鳴海　　隆
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼平　誠也
4　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７５号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目６番１号　春日ハイツＢ棟102号室、以前の住所兵庫県尼崎市西本町２丁目72番地
債務者　山野組こと　山野章次郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１１号
埼玉県草加市小山１丁目20番５号
債務者　後藤　文雄
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大木　健司
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１４３号
愛知県愛西市佐屋町堤西39番地１
債務者　神田　晴海
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　哲司
4　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地60棟509号、従前の住所神戸市中央区山本通２丁目５番11―201号
債務者　エムズプラスコーポレーションこと
南　　康博
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６７号
神戸市東灘区深江本町１丁目12番20号　ＡＳＨＩＹＡ1555―202号
債務者　清水賢一郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７８号
北海道伊達市舟岡町45番地68
債務者　岩崎　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１号
函館市末広町５番７―1002号
債務者　小林　　潔
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７５号
和歌山県田辺市南新万25番９号　コーポ’92―２階201号室
債務者　田中　幹也
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１６７号
山口県宇部市鵜の島町４番１号
債務者　宇佐川亜希子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
山口地方裁判所宇部支部